

寄せられたご意見と回答(令和4年10月受付分)

令和4年10月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容のご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 公道に机や灰皿を置いている店について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□石川台駅前にある飲食店が公道に店の机を設置している。また、その机の上に、灰皿を設置しているため、昼夜問わず喫煙者が吸える状況になっている。机の撤去、少なくとも灰皿の撤去を店に指導してほしい。</p> <p>■当課で調査を行ったところ、区道上へのテーブルの突き出しを現認したため、当該飲食店に対して指導を行い、その場でテーブルを撤去してもらった。情報をいただいたことにより速やかに対応をとることができた。</p> <p>これからも皆様に安全に道路をご利用いただけるよう、巡回パトロール等に努めていく。</p>	地域基盤整備第三課 管理係 電話 03-3726-4300

2 騒音被害

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□近所の工場から出る音がうるさく、リモートワークに支障がでている。睡眠等も全く取れずに困っている。一日中鳴り響く爆発音をどうにかやめていただくか、騒音対策をしてほしい。</p> <p>■現場を確認したところ、工場から出る音の原因はプレス機による金属加工音であった。工場の責任者に話を伺い、近隣に騒音でお困りの方がいることを伝えた。また、近年では在宅で仕事をされている方も多いことを説明し、近隣への一層の配慮を依頼した。今後も現場確認を継続して行っていく。</p>	環境対策課 環境調査指導担当 電話 03-5744-1369

3 不法投棄の警告書について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ 近くの道路に布団が放置されている。警告書が貼られており、「この物件の所有者は 11 月 2 日までに撤去しなさい。撤去しない場合は、道路法および関係法令により、厳しく処罰されます。令和 4 年 10 月 24 日 大田区 蒲田・池上警察署」とあった。捨てられたゴミは素早く除去して常にきれいな状態を保つことのほうが美化につながると考える。処理方法を見直してほしい。</p> <p>■ 公道上に放置されている不法投棄物は、道路法第 44 条の 3 における違法放置等物件に該当し道路管理者として除去している。また、除去するにあたり、民法第 98 条の公示による意思表示の規定により警告書を貼付し、所有者に対して一定期間掲示を行うことで投棄した所有者が所有権を放棄したと判断し、警告書に掲示した日付以降に除去している。</p> <p>上記の手順に基づいて処分を行っているため、ご理解いただきたい。</p>	地域基盤整備第二課 管理係 電話 03-5713-2006